

附則

(実施期日)

この約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

なお、料金表 料金表 I 利用料・工事費等 第 10 基本使用料、付加機能使用料別表 のみに関しては平成 29 年 11 月 2 日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。